

## 浜松市ごみ集積所の設置に関する要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、ごみ集積所の利用環境の向上を図るとともに、ごみの収集作業の安全及び効率を確保するため、ごみ集積所の設置及び管理の基準等について、必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ 浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例第2条第2号に定める家庭系廃棄物をいう。
- (2) ごみ集積所 浜松市一般廃棄物処理実施計画で定めるところにより設置された家庭系廃棄物を排出すべき場所をいう。
- (3) 所管事業所等 当該ごみ集積所の所在地を所管する清掃事業所等。(別表1のとおり)

### 第2章 一戸建住宅地のごみ集積所

#### (戸数の基準)

第3条 10～50戸に1箇所の設置を基本とする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

#### (設置場所の基準)

第4条 ごみ集積所の設置場所は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 見通しの悪い道路に面していないなど、市がごみ集積所からごみを収集する作業の安全が確保できる場所であること。
- (2) 市がごみ集積所からごみを収集車両に直接積み込むため、ごみ集積所と収集車両の間に障害物がないこと。
- (3) 収集車両が道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条に規定する駐停車又は駐車禁止区域に停車せずにごみを直接積み込むことができる場所であること。
- (4) 交通量が多い道路又は道幅が狭い道路等の車両のすれ違いが困難な道路に面した場所でないこと。
- (5) 公道に接しており、私道を通らずに収集車両が通り抜けできること。

#### (収集等の申請)

第5条 ごみ集積所における収集作業を開始、変更または終了するよう市長に求めるとき

は、開始、変更または終了を希望する日の2週間前までにあらかじめ所管事業所等に連絡のうえ、ごみ収集にかかる申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類及び図面を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 付近見取り図（案内図）

(2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の申請は、当該設置場所を区域とする自治会等が行うものとする。

（収集等の承諾）

第6条 前条に規定する申請書の提出があったときは、市長は速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、ごみ収集にかかる承諾書（第2号様式。以下「承諾書」という。）により通知するものとする。

（ごみ集積所の利用及び管理）

第7条 ごみ集積所の利用者は、市が告示する一般廃棄物処理実施計画に定める排出方法に従い、ごみの排出を行わなければならない。

2 ごみ集積所の利用者は、協力してごみ集積所の管理方法等を決め、ごみ集積所の維持管理及び清潔保持に努めるものとする。

3 ごみ集積所用地内のごみ・資源物の一時保管のための構築物（以下「一時保管用構築物」という。）の設置については、利用者の負担及び責任において行うものとする。

4 市長は、ごみ集積所の適正な管理がなされていないと認めるときは、当該ごみ集積所の収集の承諾を取り消すことができる。

### 第3章 共同住宅及び宅地開発地のごみ集積所

（共同住宅及び宅地開発地のごみ集積所の設置）

第8条 住戸10戸以上の共同住宅を建築しようとする者及び10区画以上の宅地開発をする者（以下「事業者」という。）は、その敷地内にごみ集積所を設置するよう努めなければならない。ただし、当該ごみ集積所の所在地を区域とする自治会等と協議した結果、周辺にある既存のごみ集積所の使用について同意を得た場合はこの限りでない。

（共同住宅及び宅地開発地のごみ集積所の設置に係る事前協議）

第9条 事業者または共同住宅の管理者等は、前条の規定によりごみ集積所を設置し、当該ごみ集積所に排出されたごみの収集を市に希望するときは、建築確認を受ける前に、ごみ集積所設置事前協議書（第3号様式。以下「協議書」という。）に次の各号に掲げる書類及び図面を添えて、所管事業所等と協議するものとする。

(1) 付近見取り図（案内図）

(2) ごみ集積所の配置図

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 共同住宅及び宅地開発地のごみ集積所は、第4条に規定する設置基準に適合するものでなければならない。

3 共同住宅及び宅地開発地のごみ集積所は次の各号に掲げる広さとするよう努めなければならない。

(1) 市の貸与する資源物排出用コンテナ（びん、缶、ペットボトル）及びペットボトル回収用ネットの必要個数を敷地内に並べて設置できること。コンテナ（縦50cm×横70cm）は最低でも6個（びん3個、缶1個、ペットボトル2個）必要となるため、有効面積2.1㎡以上を確保する。

(2) 1戸当たり0.2㎡に当該ごみ集積所利用者の戸数を乗じて得た面積を確保すること。1世帯（4人家族）が各ごみ収集日に排出するごみの量は、ごみ袋（45）1袋程度となっており、排出するための面積は0.2㎡以上とする。

（共同住宅及び宅地開発地のごみ集積所の収集等の申請）

第10条 事業者または共同住宅の管理者等は、前条に規定するごみ集積所を設置し、収集作業を開始するよう市長に求めるときは、第5条のとおり市長に申請するものとする。

2 事業者または共同住宅の管理者等はごみ収集作業を変更または終了するよう市長に求めるときは、第5条のとおり市長に申請するものとする。

（共同住宅及び宅地開発地のごみ集積所の収集の承諾）

第11条 前条に規定する申請があったときは、市長は第6条のとおり承諾を通知するものとする。

（共同住宅の集積所の管理）

第12条 共同住宅の管理者等は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を居住者に周知するとともに、違反する居住者に対しては、指導を行うこと。

(2) ごみ集積所及びその周辺の清潔保持について、居住者に徹底を図ること。

2 市長は、ごみ集積所の適正な管理がなされていないと認めるときは、当該ごみ集積所の収集の承諾を取り消すことができる。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

ごみ集積所の所在地	所管事業所等
中区・東区	廃棄物処理課 北部収集窓口センター
西区・北区	平和清掃事業所
南区	南清掃事業所
浜北区	浜北環境事業所
天竜区（天竜・春野・龍山地域）	天竜環境事業所
天竜区（水窪・佐久間地域）	水窪・佐久間クリーンセンター

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

自治会名等  
 （団体名）  
 申請者 自治会長名等  
 （代表者名）  
 電話番号



ごみ収集にかかる申請書

浜松市ごみ集積所の設置に関する要綱第5条の規定により、下記のとおりごみの収集の（開始・変更・終了）を申請します。

ごみ集積所の所在地	浜松市 区
利用戸数	
ごみ集積所の構造物 (該当項目に☑)	有( 小屋 ストッカー ブロック囲い その他) 無
収集を希望する品目 (該当項目に☑)	全品目 もえるごみ もえないごみ プラスチック製容器包装 資源物(びん・かん・ペットボトル) 特定品目 連絡ごみ
収集(開始・変更・終了) 希望日	年 月 日
収集(開始・変更・終了) の理由	

添付書類 付近見取り図(案内図)

2週間前までに事前協議を終えてから申請してください。

収集担当事業所	確認印
月 日	

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

浜松市長 鈴木 康友  
（公印省略）

ごみ収集にかかる承諾書

浜松市ごみ集積所の設置に関する要綱第6条の規定により、下記のとおりごみの収集の（開始・変更・終了）を承諾します。

ごみ集積所の所在地	浜松市 区
利用戸数	
ごみ集積所の構造物 (該当項目に☑)	有 ( 小屋 ストッカー ブロック囲い ) その他
	無
収集する品目 (該当項目に☑)	全品目 もえるごみ もえないごみ プラスチック製容器包装 資源物(びん・かん・ペットボトル) 特定品目 連絡ごみ
収集(開始・変更・終了)日	年 月 日

収集担当事業所	
連絡事項	

第3号様式（第9条関係）

年 月 日


（あて先）浜松市長

住所（所在地）  
 申請者 氏名（代表者氏名）  
 （事業主） 電話番号  
 担当者名



ごみ収集にかかる事前協議書

浜松市ごみ集積所の設置に関する要綱第9条の規定により、下記のとおりごみ集積所の設置及びごみの収集について事前協議いたします。

事業名又は建物名				
事業の計画地		浜松市 区		
事前協議者	住所			
	氏名		電話番号	
供用後管理者	住所			
	氏名		電話番号	
用途階数	地上 階、地下 階	入居予定	戸（ 人）	
使用開始予定日	年 月 日	集積所面積	m <sup>2</sup> × 箇所	
収集を希望する品目 (該当項目に☑)	全品目 もえるごみ もえないごみ プラスチック製容器包装 資源物（びん・かん・ペットボトル） 特定品目 連絡ごみ			
自治会確認欄	上記のごみ集積所の設置について同意しました。 自治会名 自治会長名 			

添付書類 付近見取り図（案内図） ごみ集積所の配置図

【浜松市記入欄】

収集担当事業所		確認欄
意見欄		